



薬食監麻発第0710001号

平成20年7月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成20年厚生労働省告示第375号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

記

1. 改正要旨

沈降精製百日せきワクチン及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンについて、手数料、検定基準及び試験品の数量が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成20年7月10日）



編集・印刷
独立行政法人 国立印刷局

省令

目次

告示

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二二八)
- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(総務三八五～三八九)
- 日本国に帰化を許可する件(法務三二九)

- 食品衛生法に基づく登録検査機関の事業所の名称の変更の件(同三七九)
- 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件(同三八〇)
- 岩手県及び宮城県の一部の地域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届け出すべき日を延長する件(同四〇一)
- 中波ラジオ放送網整備計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国との間の書簡の交換に関する件(同四〇二)
- マサシーマンガッカ間道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国との間の書簡の交換に関する件(同四〇三)
- 航路標識に関する件(海上保安庁一九一～一〇〇)

- 薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同三七五)
- 食品衛生法に基づき登録検査機関を登録した件(同三七六)
- 食品衛生法に基づく登録検査機関の名称の変更の件(同三七八)
- 食品衛生法に基づく登録検査機関の事業所の名称の変更の件(同三七九)
- 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件(同三八〇)
- 岩手県及び宮城県の一部の地域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届け出るべき日を延長する件(同四〇一)
- 中波ラジオ放送網整備計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国との間の書簡の交換に関する件(同四〇二)
- マサシーマンガッカ間道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国との間の書簡の交換に関する件(同四〇三)
- 航路標識に関する件(海上保安庁一九一～一〇〇)

- 薬事法施行規則第二百三十三条第三項の規定に基づき検定を要しないものと定める件(厚生労働三七四)

- 道路に関する件(関東地方整備局二八二)
- 自動車専用道路を指定する件(同二八一)
- 都市計画に関する件(同二八三～二八六)
- 高速自動車国道に関する件(中国地方整備局五九)
- 道路に関する件(同六〇)

- 国会事項

- 道路に関する件(同六一)

- 自動車専用道路を指定する件(同二八一)
- 高速自動車国道に関する件(中国地方整備局五九)
- 道路に関する件(同六〇)

- 官庁 適格機関投資家に関する公告、押収物還付、第三者所有物の没収関係裁判所相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係会社その他

〔公 告〕

諸事項

金融庁 法務省 財務省 農林水産省
海上保安庁 福島県 広島市

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

気象庁 防災業務計画の修正要旨の公表について(気象庁)

法務

公証人任免(法務省)

- 国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)
- 国土調査の成果の認証の公告(同)

3 贈与の使用期限 平成二十一年三月三十日
まで

4 署名者

日本側 植澤利次在ナイジェリア大使
ナイジェリア側 ジョン・オガーニティ情報
通信大臣

平成二十年七月十日 外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第四百三号

平成二十年六月一十七日にタルエスサラーム
で、マサシーマンガツカ間道路整備計画のための
贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア
連合共和国政府との間に行われた。

○厚生労働省告示第三百七十四号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一百三十三条第三項の規定に基づき、薬事法施行規則第一百三十三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

○厚生労働省告示第三百七十五号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一百三十三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合を次のようして定める。

○厚生労働大臣が定める場合を次のようして定める。

平成二十年七月十日

薬事法施行規則第一百三十三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合を次のようして定める。

表の上欄に掲げるるものと、同項に規定する厚生労働大臣が定める場合は、同表の上欄に掲げる医薬品又は医療機器といふとそれぞれ同表の下欄に掲げるも扱うとする。

○厚生労働省告示第三百七十五号

医薬品又は医療機器

沈降新型インフルエンザワクチン(H5N1株)

場合

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成二十一年法律第二百四号)第六条第七項に規定する新規型インフルエンザ等感染症の発生が確認される直ちに、ワクチンの製造を行いうる必要が生じた場合

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第三百七十九号

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第四十二条第一項、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第一百七十九号)の一部を次のよう改定する。

平成二十年七月十日 厚生労働大臣 外添 要一

1の生物学的製剤の表沈降精製百口せきワクチンの項中「1,479,200円」を「1,032,400円」と、「2本」を「60本」と、「23本」を「17本」と、「22本」を「10本」に改め、同表沈降精製百口せきシフナリア破傷風混合ワクチンの項中「2,892,600円」を「2,495,800円」と、「2,253,900円」を「1,857,200円」と、「147本」を「125本」と、「84本」を「72本」を「34本」と、「23本」を「21本」に改める。

2の生物学的製剤の表沈降精製百口せきワクチンの項中「3.2.8」の次に「3.2.9、3.2.10」を加える。

3、3.2.8、3.2.9」を加える。

1 援助の目的及び内容 マサシーマンガツカ間道路整備計画を実施するために必要な道路及び関連施設の整備に必要な生産物及び役務の供与

(a) 道路及び関連施設の整備に必要な生産物及

び役務の供与

(b) 前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

3 贈与の使用期限 平成二十一年三月三十一日
まで

4 署名者

日本側 伊藤誠在タンザニア大使
タンザニア側 グレイ・S・ムゴンジャ財務経済次官

平成二十年七月十日 外務大臣 高村 正彦

○厚生労働省告示第三百七十九号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一百三十三条第三項の規定に基づき、薬事法施行規則第一百三十三条第三項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品又は医療機器は、次の厚生労働大臣が定める場合を次のようして定める。

平成二十年七月十日 厚生労働大臣 外添 要一

薬事法施行規則第一百三十三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合を次のようして定める。

平成二十年七月十日 厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第三百七十九号

食品衛生法(昭和三十二年法律第一百三十三号)第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十年七月十日 厚生労働大臣 外添 要一

登録検査機関の名称及び所在地 検査を行う事業所の名称及び所在地 登録年月日 厚生労働大臣 外添 要一

SGSジャパン株式会社 検査を行う事業所の名称及び所在地 登録年月日 厚生労働大臣 外添 要一

SGSジャパン株式会社 食糧・食品事業部フードテスティングセンター 検査を行う事業所の名称及び所在地 登録年月日 厚生労働大臣 外添 要一